

交 対 協 第 1 号

令和6年6月21日

宮城県交通安全対策協議会幹事 殿

宮城県交通安全対策協議会幹事長

(宮城県企画部 地域交通政策課長)

(公 印 省 略)

令和6年度夏の交通事故防止運動について (依頼)

交通安全対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和6年度宮城県交通安全県民運動実施要綱に基づくこのことについて、下記のとおり実施しますので、その推進について御配慮くださるようお願いいたします。

記

1 実施期間

令和6年7月21日(日)から令和6年8月20日(火)まで(1か月間)

2 実施内容

別紙「夏の交通事故防止運動」のとおり

3 その他

本運動に関するチラシについては、県ホームページに掲載しておりますので、御活用願います。

※ ホームページアドレス

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/soukou/06natu.html>

【交通安全対策協議会事務局】

〒980-8570

仙台市青葉区本町3丁目8-1

宮城県企画部 地域交通政策課

交通安全班 板垣

電話：022-211-2438 FAX：022-211-2290



夏の交通事故防止運動

【期間 7月21日～8月20日（1か月間）】

1 目的

夏期は、行楽時や帰省時における長時間、長距離運転時の過労、漫然運転や子ども等の飛び出し、飲酒運転による交通事故が多くなることから、適度な緊張感を持ったゆとりのある運転や交通ルールの遵守等を訴え、交通事故の防止を図る。

2 運動の重点

- (1) 適度な緊張感を保持したゆとりのある運転の徹底
- (2) 全ての座席のシートベルト等の正しい着用の徹底
- (3) こどもと高齢者の交通事故防止
- (4) 飲酒運転の根絶



3 実施事項

運転者は

- (1) 暑さが疲労につながり、事故のリスクを高めることから、「安全運転5則」(注6)や「高速運転安全5則」(注7)を励行し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践しましょう。
- (2) 自身はもとより、同乗者にもシートベルトやチャイルドシートを正しく着用させましょう。
- (3) 眠気、疲労を感じる前に早めの休憩と十分な休養を取るとともに、適度な緊張感を持って運転しましょう。
- (4) ドライブや旅行は余裕のある計画を立て、ゆとりある運転をしましょう。
- (5) 二輪車を利用する場合は、ヘルメットを正しく着用するとともに、胸部プロテクター等の安全装備を着用しましょう。(同乗者も)
- (6) 保育所、幼稚園、認定こども園、学校、学習塾、バス停、病院、老人福祉施設等の付近では、こどもの飛び出しや高齢者の横断歩道外横断など、道路横断者等を予測した運転を励行しましょう。
- (7) 飲酒運転は凶悪な犯罪であることを自覚し、「飲酒運転は絶対にしない。」という強い意思を持ちましょう。

歩行者は

- (1) 道路を横断する際は信号に従い、横断歩道等を通りましょう。
- (2) 道路横断時の安全確認を徹底しましょう。特に横断後半は左側から来る車をもう一度確認しましょう。
- (3) 夜間は明るい目立つ色の服を着用し、反射材やLEDライトを有効に活用しましょう。

地域・家庭では

- (1) 外出時には、正しい横断の仕方等交通安全について「声掛け」を励行するとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践について話し合いをしましょう。
- (2) 車で出掛けるときは、シートベルトやチャイルドシートの着用、漫然運転の防止等安全運転について声掛けを励行しましょう。
- (3) 車を使用した長距離旅行は、無理な計画を避け、ゆとりある計画を立てましょう。
- (4) 飲酒運転の悪質性や危険性、交通事故の責任の重さについて話し合い、地域、家庭から飲酒運転を根絶しましょう。

職域では

- (1) 安全管理を徹底し、過労運転や漫然運転を防止しましょう。
- (2) 参加・体験・実践型の交通安全講習会を開催し、交通安全意識の向上を図りましょう。
- (3) こどもの飛び出しや高齢者の横断歩道外横断などの危険を予測した運転や、横断歩道付近に歩行者がいる場合の一時停止等の励行を従業員等に徹底しましょう。
- (4) 飲食店におけるハンドルキーパー運動を実践しましょう。

自治体・関係機関・団体では

- (1) テレビ、ラジオ、新聞、機関紙(誌)等の各種広報媒体を活用し、本運動の広報啓発を推進しましょう。
- (2) 主要幹線道路等において、一休み運動等の街頭キャンペーンを実施し、過労運転や漫然運転の防止を呼び掛けましょう。
- (3) 「飲酒運転はしない・させない・許さない」という飲酒運転根絶意識の向上を図りましょう。

注6 安全運転5則

- ① 安全速度を必ず守る
- ② カーブの手前ではスピードを落とす
- ③ 交差点では必ず安全を確かめる
- ④ 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- ⑤ 飲酒運転は絶対しない

注7 高速運転安全5則

- ① 安全速度を守る
- ② 十分な車間距離をとる
- ③ 割り込みをしない
- ④ わき見運転をしない
- ⑤ 路肩を走行しない